# 平成28年度 部局長マネジメント方針

# 人権文化部長 大原 俊也



#### 仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人間尊重に根ざしたまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」に取り組んでいる部です。

「人間尊重に根ざしたまちづくり」では、差別は許されないものであるという認識のもと、 すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活でき るまちづくりをめざして、人権文化部の施策に限らず、本市の施策が人権に配慮した総合的 な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」では、市民の皆さまが、生活にゆとりやうるおいを感じられるように、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めるとともに、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外へ発信していく取り組みを進めていきたいと考えています。

#### 平成27年度の振り返り

人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、様々なテーマで市民人権講座を行い、5月の憲法週間、12月の人権週間には、駅頭・店頭での街頭啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を実施しました。7月は「東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間」と定め、年間を通じて多くの市民の皆様に情報発信、学習機会を提供し、「人権尊重のまちづくり」を推進してまいりました。

平和事業については、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めていただくため、疎開体験、原爆体験の話を聞く機会を設けるとともに、平和資料展や被爆ピアノコンサート等を実施し、平和の大切さや命の尊さを訴えました。また、拉致問題については、昨年度、大変評判であった新潟産業大学経済学部准教授「蓮池 薫」さんの講演を引き続き行い、多くの方々に関心と認識を深めていただくよう取り組みました。

社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行いました。

男女共同参画センター(イコーラム)では、7月より開館時間の延長や開館日の拡張を行

い、市民の方のさらなる利便性向上を図り、男女共同参画の活動拠点としての機能を充実しました。

第3次東大阪市男女共同参画推進計画について、社会情勢の変化に対応するため、男女共 同参画審議会から提出された意見書等をふまえ改定しました。

市内文化施設を親しみやすいイラストマップ形式で紹介した「きて、みて、感じて 文化の薫り~東大阪みどころマップ」を作成し、施設個々の「点」のアピールではなく、様々な文化をつなげる取組みを始めました。また、これまで実施していた「東大阪 東西狂言会」や「クラシックコンサート・イン・東大阪」に加え、「ピアノリサイタル」を新たに開催するなど市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会の提供に努めました。

また、市民美術センターでは年3回の「特別展」やナイトミュージアム事業の開催に加え、「子どもラグビー絵画展」を始めるなど文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

国際情報プラザでの多言語による行政情報等の通訳・翻訳などを引き続き行うとともに、 8月には市民の方に様々な国の文化にふれていただくことを目的とした多文化理解講座を実施しました。

#### 平成28年度に取り組む重点課題

## 1 人権が尊重されるまちづくりの推進

- ・インターネットの普及などの社会情勢の変化に伴い、人権に関わる課題は複雑化、多様 化しています。市民に関心を向けてもらうような人権に関する情報発信や学習機会を提 供し、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」人権啓発事業を進めていきます。
- ・世界各地で紛争、テロなどが多発する国際情勢のなか、市民一人ひとりが協力し、平和 な社会をつくっていくために、戦争体験のない世代にも平和の認識を深められる平和事 業を実施していきます。また、拉致問題の取り組みについても、市民の関心と認識を深 めるために継続して実施していきます。

## 2 第3次東大阪市男女共同参画推進計画の取り組み

- ・女性の職業生活における活躍について、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」にその 推進のための取り組みを位置付けるなど、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取 り組んでいきます。
- ・情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを進めていきます。
- ・各種審議会等への女性委員の参画比率については、第3次東大阪市男女共同参画推進計画

において40%を目標としており、達成に向けて積極的に取り組んでいきます。また、重大な人権侵害であるDVの被害者への相談支援体制の整備へ向けて取り組みを進めていきます。

## 3 文化芸術振興条例に基づく施策の実施

- ・司馬遼太郎記念館をはじめとした市内の文化施設を活用し、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外へ発信します。
- ・「文化芸術のまち推進協定」を結んだ関西フィルハーモニー管弦楽団によるコンサートな ど、市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会を継続的に提供し ていきます。
- ・市民美術センターを本市の文化芸術活動の拠点として活用し、多様な趣向を凝らした企画の実施など、文化芸術の振興や活性化に取り組んでいきます。

## 4 多文化共生社会の取り組み

- ・ラグビーワールドカップ2019の花園開催など、海外からの来訪者の増加が見込まれることを契機に、新たなステージでの国際交流の取り組みを検討します。
- ・約60カ国の多様な国籍をもつ外国人住民が生活されている本市の特性を踏まえ、引き 続き国際情報プラザ専門職員による多言語での行政情報等の提供や通訳・翻訳などを行 うとともに、外国人だけでなく日本人も含めたすべての地域住民が多文化理解を深めら れる事業に取り組み、多文化共生社会の実現を進めます。また、多文化共生のまちづく りと市民の国際交流をすすめることができる拠点の整備を進めます。